

業務説明資料(仕様書)

1. 業務名

横浜市ひとり親家庭支援事業におけるエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（EBPM）に基づいた課題整理及び成果連動型委託契約（PFS）の導入可能性調査業務委託

2. 目的

横浜市ではひとり親家庭に対し、就労支援や学習支援等の総合的な自立支援を進め、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保を目指しさまざまな事業を実施しています。しかし、各事業がひとり親家庭の自立にどれだけ効果的か、また、困窮している世帯の支援にどれだけ貢献しているか、その事業成果の捕捉が困難であるという課題を抱えています。

そこで、本業務は横浜市で実施している「ひとり親家庭支援事業」（主な事業は別紙参照）について、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（以下「EBPM」という。）の考えに基づき、事業課題の整理や、成果指標の作成を通じて、事業実施効果の測定を可能にすることを目的として実施します。

また、事業効果をより高めることを目的として、成果指標等を設定した事業の中から、令和4年度から成果連動型委託契約（PFS）の導入が可能な事業について検討します。

3. 業務内容

- (1) 横浜市におけるひとり親家庭の現状分析及び課題調査
※ ひとり親家庭における「就労支援」「生活支援」等
- (2) (1)の現状分析及び課題調査結果と既存のひとり親家庭支援事業の対応状況の整理（ロジックモデル整理含む）
- (3) 既存の各ひとり親家庭支援事業のロジックモデルの検討
- (4) PFSを活用する課題の絞り込み
- (5) (4)で抽出した課題におけるロジックモデルの設定
- (6) PFS事業の枠組みの整理（既存事業での実施、新規事業での実施等）
- (7) (4)で抽出した課題におけるPFSの導入可能性の検討（事業者へのヒアリング・サウンディング及びPFSスキームの検討・作成（事業期間、事業実施体制、成果指標、評価手法、支払い条件の検討））
- (8) 令和4年度契約に向けた仕様書案等の作成支援
- (9) その他、本業務の実施や検討を横浜市が進めるにあたり想定される事項に対する助言等

4. 業務スケジュール（予定）

本業務の進捗確認や検討にあたり、両者は2週に1回程度の打ち合わせ（2時間程度）を行うと共に、以下のスケジュールに基づいて、実施する。

時期	PFS 案件形成に向けたスケジュール
5月	(1) 横浜市におけるひとり親家庭の現状分析及び課題調査
6月	(2) (1)の現状分析及び課題調査結果と既存のひとり親家庭支援事業の対応状況の整理
7月	(3) PFSを活用する課題の絞り込み
8月	(4) (3)で抽出した課題におけるロジックモデルの設定 (5) PFS事業の枠組みの整理（既存事業での実施、新規事業での実施等）
9月	(6) (3)で抽出した課題におけるPFSの導入可能性の検討（事業者へのヒアリング・サウンディング及びPFSスキームの検討・作成（事業期間、事業実施体制、成果指標、評価手法、支払い条件の検討））
10月	
11月	※9月ごろまでに(6)まで

12月	(7) 令和4年度契約に向けた仕様書案等の作成支援 ※12月ごろまでに(7)まで
1月	(8) その他、本業務の実施や検討を横浜市が進めるにあたり想定される事項に対する助言等
2月	・ロジックモデルを踏まえた事業全体の再検討 ・事業者へのヒアリング・サウンディング
3月	・PFSスキームの検討・作成(事業実施体制、成果指標、評価手法、支払い条件の検討) ・令和4年度契約に向けた仕様書の作成

5. 成果品(時期は予定)

- (1) 既存事業のロジックモデル(6月末)
- (2) PFSスキーム報告書(10月末)
- (3) 令和4年度PFS契約に向けた資料(仕様書等)(12月中旬頃)
- (4) 1～3の報告書の電子データ(ワードデータ)

6. 委託期間

契約締結日から令和4年3月末日まで

7. 提出書類

契約締結後、10日以内に次の書類を提出する(様式不問)。

- ・業務体制組織図
- ・従事者名簿(氏名、職名、担当する業務、PFSに関する調査の実績)

8. 留意事項

- (1) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、横浜市契約規則、委託契約約款に定めるほか、委託者と協議のうえ実施すること。
- (2) 受託者は、本市が本事業にかかる会議等への受託者の参加が必要と判断した場合は、これに応じること。
- (3) 受託者は、当該業務に係る事務処理にあたっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取り扱い特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託にかかり、本市が得た情報(情報提供者が守秘を求めるものを除く)並びに報告書の内容については、業務遂行にあたって本市は自由に利用できるものとする。

【別紙】 主なひとり親家庭自立支援事業

事業名	事業概要	対象者	実施区分
①自立支援教育訓練給付金事業	職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の6割(上限20万円または80万円)を支給します。	ひとり親家庭の母又は父 児童扶養手当受給者と同等の所得水準である者	横浜市内で実施
②高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子を対象に、高等学校卒業程度認定試験のため受講費用の一部(上限15万円)を支給します。	ひとり親家庭の母若しくは父、又はひとり親家庭の児童 児童扶養手当受給者と同等の所得水準である者	横浜市内で実施
③高等職業訓練促進給付金等事業	看護師等の資格取得のため最大4年を上限に修業する期間の生活費を支給します。また、修了時に修了支援給付金を支給します。	ひとり親家庭の母又は父 児童扶養手当受給者と同等の所得水準である者	横浜市内で実施
④日常生活支援事業	就職活動等の自立促進に必要な事由等により一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。	母子家庭、父子家庭及び寡婦 所得により自己負担あり	事業委託
⑤母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労支援を柱とした、ひとり親家庭の総合的な自立支援事業を実施します。 【内容】18区への出張就労相談、職業紹介、養育費の取決め等の法律相談、夜間電話相談、養育費セミナー、SNS就労サポート事業等	ひとり親家庭の母及び父 ※就労支援事業については、児童扶養手当受給者のうち就労意欲があり、就労による自立が見込まれる者。生活保護受給者は対象外。	事業委託
⑥父子家庭の交流事業	父子家庭向けの交流会を実施します。	父子家庭の親子	横浜市内で実施
⑦ひとり親の親講座事業	離婚が子どもに与える影響等を離婚前後の両親が学ぶ「ひとり親の親講座」を実施します。	ひとり親家庭の親及び離婚予定の親	横浜市内で実施
⑧ひとり親家庭思春期・接続期支援事業	中学校への接続期における短期間の親子への支援を実施します。	ひとり親家庭の中学1年生の児童、ひとり親家庭の親 児童扶養手当受給世帯。生活保護受給者は対象外。	事業委託

※ 事業の実施にあたっては、上記以外の他の事業も検討の対象に含まれる可能性があります。